

「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録化に向けた  
インバウンド向けプロモーションに関する業務に係る  
企画提案方式（プロポーザル方式）による公募について（公告）

「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録化に向けたインバウンド向けプロモーションに関する業務受託者を企画提案方式（プロポーザル方式）により募集します。

2019 年 6 月 21 日

「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会

1 公募に付する事項

(1) 委託業務名

「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録化に向けたインバウンド向けプロモーションに関する業務

(2) 委託期間

契約締結の日から 2020 年 3 月 31 日まで

※本公募にかかる業務委託契約は、当該契約に係る予算が「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会の部会連絡会で可決され、当該予算の総会前事前執行が可能となったときに効力が生じます。

(3) 契約限度額

① インバウンド向け PR 動画の制作

1,849,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

② ①で作成した動画等を活用した Instagram での広告や情報発信

500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※税率は 8% で計上すること。

(4) 業務の内容

「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録化に向けたインバウンド向けプロモーションに関する業務仕様書（資料 1）のとおり

## 2 応募資格

本業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者で、次の各号のすべてに該当する者。  
ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、本業務の対象者としません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者。
- (3) 応募する本社および支店が四国四県にある者。
- (4) (2)における県税等（すべての税目）に滞納のない者。
- (5) 技術及び設備を有し、過去 3 年以内に本業務と同種の業務実績を有する者。

## 3 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

- (1) 応募申込書（様式 1）を作成し、郵送（期間内必着）により四国経済連合会まで提出してください。  
[受付期間] 公告の日から 2019 年 6 月 28 日（金）まで
- (2) 応募申込書を提出した者全員に対し、2019 年 7 月 2 日（火）までに応募資格の確認結果を書面で通知します。
- (3) 応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

## 4 企画提案書等の提出

- (1) 企画提案書（様式 2）、見積書（様式 3）を作成し、郵送（期間内必着）により四国経済連合会まで提出してください。  
[受付期間] 2019 年 7 月 2 日（火）から 2019 年 7 月 8 日（月）まで

## 5 選定方法

企画提案書及び見積書を評価基準に従って審査の上、委託先を決定します。  
なお、審査は書面及びプレゼンテーションにより行います。

## 6 企画提案方式（プロポーザル方式）実施要領

「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録化に向けたインバウンド向けプロモーションに関する業務に係る企画提案方式（プロポーザル方式）実施要領のとおり

## 7 消費税について

本契約は、消費税等の税率の引上げ後、消費税等の税率の引上げ前までに検収に合格したものを除き、支払時に新税率（10%）が適用される。消費税等の税率が引上げになったときには契約の変更を行うことになり、その際には、消費税等の税率の引上げ前までに検収に合格したものを除き、消費税等の税率の引上げ以降の支払い時の消費税等を旧税率（8%）から新税率（10%）で算出した額に置き直した見積書を提出していただくことになる。

## 8 提出先・問い合わせ先

〒760-0080 香川県高松市丸の内2番5号（ヨンデンビル本館4階）

四国経済連合会 担当者：宇佐美、坂本

（「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会 普及啓発部会）

TEL：087-851-6032 FAX：087-821-9384 E-mail：sakamoto@yonkeiren.jp

※本件に関する質問事項は 2019 年 6 月 28 日（金）までに、質問書（様式4）を使用し、電子メールで提出してください。なお、提出の際、件名を「『四国八十八箇所霊場と遍路道』世界遺産登録化に向けたインバウンド向けプロモーションに関する業務に係る質問」としてください。

## 9 スケジュール

2019 年 6 月 21 日（金）	公告開始（～6 月 28 日まで）
〃 6 月 28 日（金）	応募申込書受付終了
〃 7 月 2 日（火）	応募資格の確認結果通知
〃 7 月 8 日（月）	企画提案書の提出締切
〃 7 月 10 日（水）	審査会（プレゼンテーション）開催予定
〃 7 月下旬	審査結果の通知、契約締結

## 10 その他

仕様書、実施要領、各種様式は、このWEBページ下部の添付資料からダウンロードできます。